

会報

昭和53年9月15日 第108号 隔月1回発行

行政ほっかいどう

78.9

No.108

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉



真夏の夜 火の響宴

北海道タイムス花火大会 北海道タイムス社提供

北海道行政書士会

自賠責保険制度について思う!

苦小牧支部 酒井清蔵

自動車等による交通事故の場合の損害賠償については、自動車損害賠償保償法に基づいて保険金または損害賠償額あるいは仮渡金を請求する場合がほとんどである。略して「自賠責保険」といわれているもので、この賠償限度額が7月1日から改定実施されることとなったが、これまで死亡及び後遺症の最高額の場合1,500万円であったものが、2,000万円に、傷害は100万円から120万円にそれぞれ引き上げられ、また、仮渡金、も増額された。しかしながら、未だ、その金額は十分なものとは思えないのである。

これらの保険金等の請求は、それぞれの車の加入する保険会社にされるのであるが、この請求事務を保険会社や代理店、果ては被害者の治療にあたる病院などが本人に代って請求書類を作成している場合が多い。しかし、これらの書類作成の代行行為によって何等かの報酬を得れば『行政書士法』（他人の権利義務、実地調査に関する図面類

の作成は行政書士会の会員でなければならず、違反行為は処罰される)に違反するものであることはいふまでもない。

さて、自賠責保険金だが、傷害の120万円程度の金額では、ほとんど医療費に吸いとられてしまい、本来被害者を救済する目的の金が、医師の懐に入ってしまうことになり、治療費も損害金であるということはいふまでもないが、被害者が一家の生活を支える者であるときは、家族を餓死に追いやることにもなりかねない。現実には、このような例は無数にある。そこで任意保険制度が利益の超大化をはかることになるのである。

さらに今回の改定は、年齢別平均給与額、家事従事者等の収入額、附添看護料、慰謝料等が据置かれ、一般償金を僅か20万円引上げ120万円に止めたことは、実際には事故被害者の損害補償にそぐわない気がする。

任意保険制度の支払基準額はきびしさと営利主義的運用の仕方とあいまって、自賠責保険制度の内容については、今回のような改定でなくて、もっと抜本的に、被害者の立場を考えた損害補償の実質的な改正を行うべきではなからうか。

公用文の書き方④

—事務局X生—

これまで3回にわたり、I 文書の表現方法、II 漢字の音訓使用について記述しましたが、本号から送り仮名の付け方に入ります。

III 送り仮名の付け方

区	分	具 体 例
1	活用のある語(動詞・形容詞・連体詞・接続詞)は活用語尾を送る。ただし2又は3の場合を除く。	表す 著す 漬る 承る 行う 書く 断る 賜る 実る 催す 現れる 生きる 陥れる 考える 助ける 荒い 潔い 賢い 濃い 主だ
2	例外	
(1)	語幹が「し」で終わる形容詞は「し」から送る。	著しい 借しい 悔しい 恋しい 珍しい
(2)	活用語尾の前に「か」「かや」「らか」を含む形容動詞は、その音節から送る。	暖かだ 細かだ 静かだ 穏やかだ 健やかだ 和やかだ 明らかだ 平らかだ 滑らかだ 柔らかだ
(3)	右の語は、右に示すように送る。	明らむ 味わう 哀れむ 慈しむ 教わる 脅かす(おどかす、おびやかす) 食らう 異なる 逆らう 捕まる 群がる 和らぐ 揺する 明るい 危ない 危うい 大きい 小さい 少ない 冷たい 平たい 新ただ 同じだ 盛んだ 平らだ 懇ろだ 惨めだ

区	分	具 体 例
3	活用語尾の前の部分から送る語が含まれている語は、その語にならって送る。 含まれている語は()で示す。 (1) 動詞の活用形、又はそれに準ずるものを含むもの。 (2) 形容詞、形容動詞の語幹を含むもの。 (3) 名詞を含むもの。	<p>哀れだ 幸いだ 幸せだ 巧みだ (注意) 語幹と活用語尾との区別がつかない動詞は、「着る」「寝る」「来る」などのように送る。</p> <p>動かす(動く) 照らす(照る) 語らう(語る) 計らう(計る) 向かう(向く) 生まれる(生む) 押さえる(押す) 捕られる(捕る) 勇ましい(勇む) 輝かしい(輝く) 喜ばしい(喜ぶ) 晴れやか(晴れる) 及ぼす(及ぶ) 積もる(積む) 聞こえる(聞く) 頼もしい(頼む) 起こる(起きる) 落とす(落ちる) 暮らす(暮れる) 冷やす(冷える) 当たる(当てる) 終わる(終える) 変わる(変える) 集まる(集める) 定まる(定める) 連なる(連ねる) 交わる(交える) 恐ろしい(恐れる) 混ざる・混じる(混ぜる) 恐ろしい(恐れる) 重んずる(重い) 若やく(若い) 怪しむ(怪しい) 悲しむ(悲しい) 苦しがる(苦しい) 確かめる(確かだ) 重たい(重い) 憎らしい(憎い) 古めかしい(古い) 細かい(細かだ) 柔らかい(柔らかだ) 清らかだ(清い) 高らかだ(高い) 寂しげだ(寂しい) 汗ばむ(汗) 先んずる(先) 春めく(春) 男らしい(男) 後ろめたい(後ろ) (注意) 次の語は()の中に示す語を含むものとは考えず、1によるものとする。 明るい(明ける) 荒い(荒れる) 悔しい(悔いる) 恋しい(恋う)</p> <p>月 鳥 花 山 男 女 彼 何</p> <p>辺り 哀れ 勢い 幾ら 後ろ 傍ら 幸い 幸せ 互い 便り 半ば 情け 斜め 独り 誉れ 自ら 災い</p> <p>一つ 二つ 三つ 幾つ</p>
4	活用のない語 (1) 本 則 名詞は5の場合を除き送り仮名を付けない。 (2) 例 外 右の語は最後の音節を送る。 (3) 例 外 数をかぞえる「つ」を含む名詞はその「つ」を送る。	
5	活用のある語から転じた名詞及び活用のある語に「さ」「み」「げ」などの接尾語が付き名詞になったものは、もとの語の送り仮名の付け方によって送る。 (1) 活用のある語から転じたもの。	<p>動き 仰せ 恐れ 薫り 曇り 調べ 届け 願い 晴れ 当たり 代わり 向かい 狩り 答え 祭り 群れ 憩い 愁い 憂い 香り 極み 初め 近く 遠く</p>

区 分	具 体 例
(2) 「さ」「み」「げ」などの接尾語が付いたもの。	暑さ 大きさ 正しさ 確かさ 明るみ 重み 憎しみ 惜しげ
(3) 例外として送り仮名を付けないもの。	謡 虞 趣 氷 印 頂 帯 豊 卸 煙 恋 志 次 隣 富 恥 話 光 舞 折 係 掛(かかり) 組 胞 並(なみ) 巻 割 (注意) 「組」「光」「折」「係」などは、例えば「活字の組みがゆるむ。」のように使う場合のように、動詞の意識が残っているような使い方の場合、この例外に該当しない。したがって、このような場合は送り仮名を付ける。 (備考) 表に記入したり記号的に用いたりする場合には、次の例に示すように原則として()の中の送り仮名を省く。 晴(れ) 曇(り) 問(い) 答(え) 終(わり) 生(まれ) (つづく)

支 部 だ よ り

室蘭支部総会、役員改選で

腰山支部長は再選

と き 昭和53年8月12日(13時30分)

と ころ 室蘭市内 第1ホテル

役員改選が行われ、次の方々が選任された。

支 部 長(再)腰山 寛

副支部長(再)菅原 繁治 (新)江良二三夫

理 事(再)福田喜一郎 (新)宮崎 繁雄

〃 (再)齊藤竜三郎 (再)沢里 忠蔵

〃 (新)関 安賢 (再)三戸部正朝

〃 (新)猪股 静

監 事(再)竹内 芳正 (新)川村 泰三

文 芸

随 想

前十勝支部長 久我豊治

待ちかねた春が漸やく来たと思ったら4月に入ってから降雪、18日札幌にての支部長会議、折から国鉄ストの気配濃厚、中止になれやと祈る心の毎日、遂に出発しなければならない日が近づ

く。車で行くとしても天候雨と出て、更に雪になる気配、だがどうするにも行くより外はない。黎明前に家を出た時は既に小雨、でも数分後晴れに近い。真暗な中を出て行く時の気分は、全く悪い。タイヤはスパイクなのに妙に浮きがち。路面凍結かと思いつつ慎重に!!東天白む頃路傍の立木、大きくざわめくを見て風と知る。可成り強、日勝峠の入口に来て車を止める、目指す彼方は雪、雪、雪、今更進路変更もならずも、雪の中に侵入すると思えば心細い。

3合目、4合目、積雪10センチを超える。更に風強く眼前雪ふぶきて甚だ困難、路面は氷板解けずして、この雪を置く。下り坂特に危うし。予定時刻をオーバーして雪なき里に至る。東天はるかに太陽は昇ったらしい、曇天ながら暖かさを感じる。速度60K、車も軽ろやかに舗装道路の快適さを身にしみながら車外に出て睡気を防ぐ。振り返ると日高の峠は遙かながら白一色!!常日頃私は麗峰日高と賛美しているが、今その降々の裾野にいる。自宅から見て晴天の日、雨上りの日、日高のうす青の姿は美しい。山は遠くから見の方がよい。

これは昭和53年4月、52年度の為の最終の支部長会議に出席するためのものである。無事会議終らして今数か月を経ているが、私の想い出として残る記録である。

道中の苦心も悲喜こもごも、国鉄ストのお蔭でよい体験を積んだのですが、当日の会議の内容、経過もよく各支部長さんの御協力を、肝に銘じ感謝申し上げます。その想出を記録し、記念にしたい私の小さな望みから、日頃の思い付きを投稿するものです。

日頃は会報に協力したい気持はあるのですが、さあ書くとすると、題材の選択、何を書くか等大変な事と思います。動機と言いますか!!会議当日を想い出して見ますと、各支部長先生方、もっと発言されたいと思はれたのですが、種々の都合で申訳なかったのですが、今までにない熱心な討議を交された支部長会議の真の意義を指行されたと思います。

各支部の意見討議の場として賛美に値します、常に思うことですが予算の執行や編成は、そのために本部理事さんが担当されるのだから計画、方針を聞くだけでよいと思う。ただ、聞くだけでなく各支部の考え方に、あまり離れていないか、を研究し進言する必要があるとして、余り具体的に入ると、理事さんが、やり憎いのだろうと思うのです。

只ひとつ考えられるのは、私共年輩になると印刷ものを貰って帰ると遂、他の事に追われて再び読む暇がないのです。諒知せしめようとする主催者側に苦勞があるわけですね。

以上は散文的ながら道中の徒然に思いつきを書いて見たのですが、いつしか月遅れとなり申訳ない。以下時、所、に関係なく思いつきを、いづれにも責任のないことを附記しておきます。

ある部落にさしかかった時である。念のためにと道を尋ねたら、その仮の方向大きいカーブが三つ位、約10キロ、と教えてくれた。ああ何と簡潔に然も要領よく教えてくれるどんな仕事の人か、この人は半纏を着ていた。姿、形ではない!!

随分昔の事である。国定忠次の映画を見に行った。忠次が何年振りかで赤城山へ逃げのびた。時のことらしい。画面は村の角々に祭の幟を見せて祭ばやしの賑やかさを見せている。

一方赤城山中には疲れはてた子分数名と、忠次の病氣疲れの顔を映している。忠治は子分に言うことなく自分に言い聞かせる如く、

「俺は今日までどの位、村人の為に働いて来た

事か!!今こうして人目を忍んでいるのも皆そのためではないか、暫らくぶりで見せたのに泊れと言う人もいない、と、その時子分が村人から貰って来た小麦飯を差し出すのだが、忠治はそれを投げとばすのである。曰く、恩義も人情も枯れはてたか、大恩ある俺にくれるものがこの小麦飯か!!この時の子分の言葉が!!親分あの音をお聞きなさい。(本当はお聞きなせえと言うところ)祭ばやし賑かに聞えるのは村が豊かになったからで、もう昔の国定忠治の必要はないのだと言うのである。私は時々この言葉を思い出す。25年位前に既にこの考えはあったのです。

最近私は、私の考えが一世紀も遅れているのかなあと思うことがある、が又戦後30年程の間に周囲の人の考え方が極端に偏差したのでは!!とも思う。と言うことは何カ月か後に私の考えたとおりになる事が沢山あるからである。

最近会合、会議などでも、主催者側が言い出したら絶対に引込めないと言うような、風習みたいなものが、あるようにも思えるのです。偶々楽屋裏で聞くことであるが、「あの時はうまく答弁した」と言う如きものがあるようで、必らずしも萬機公論であったかも反省しなければと思はれる。

しかし又、逆も真なるの諺もあるから、気付薬として逆説も排しかねることもある。又、萬機公論すぎて統制を欠くことも考えなければ、当世は中々難しい。

貧乏人は麦を喰えと言はれた時に国民はその割に反撥しなかった。大臣が偉かったのか、それが本当だったのか、そう言う時世であったのか。

「零細会員はやめる」と言はれたらそれは困るのである。今度は、今度はと会費を納めて、ついて来たのだから!!私はつい先頃まで支部長をして反省することが多い。言葉では支部のために協力と言うが実は会員自身の為で、頼まれて協力するのではない。ただし協力とはどの程度を。これは難しいでしょう。

会員の皆さま、御用はありませんか!!と会費をつかって呼びかけているのに、御返事がないのも困る。足並と言うか、歩調を合わせると言うか。このあたりから考えるべきと思う。国定忠治もいなくてもよい、麦飯も喰わなくてもよい、いい時代になった。然し、良くても悪くても、会員の声

は大切と思う。

ここで会員として考えるべきことは、1枚の書類を作成した時に行政書士として依頼されたのか、他の士業として依頼されたのかに、大きな問題がある。吾々郡部の業者は行政としての頼まれ方は少ないように思う。だが現実には行政の仕事から始まる。それなのに、顔としては行政でない顔で頼まれているのではないか。もしそうだとすれば行政の恩恵はぐっと下って余り感じない。

折角報酬料金を努力されても稼ぎ高は誰のお蔭かわからない。お蔭様と口では言うけれど判別は難しい。ただ全部資格を持っていると安心だと言う位なもので……であらう。

職域の問題点、報酬の事、日行連と本会の御努力によって、だんだん明瞭になって来ました。私

は約20年位支部の役員をして来たように思うが、前進した日本行政だと思ふ。総会を開かない支部長さんもいたように思うが、随分長い昔話のようにも思う。

その昔、支部総会をしなくて、意見がなかったのであるが、今又会やら支部やらの独りずもうのようにも思える。充分考えなければならない。今も昔も「行政書士がここにいます」とPRし、自身も行政書士たることを自覚しなければ、と思ふ。相手の状態を考えずに、猪突猛進しても、「蟻螂の斧」に過ぎない。

以上は口で言うことは容易で実行は難しいことは言うまでもない。要は会員は意見を出すことにより、執行者を理解するとも言える。この文釈に説法、雑言陳謝。



山谷 橋林 悠羽亭 満谷 山谷 休午夏月日 一上画

俳句

花火

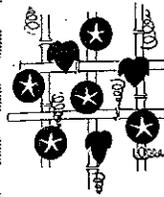
室蘭 昭和和新山子

昭和和新山火祭り四句

噴火再現花火地に噴き天に裂け
線乱と開く花火やバラの天
尾を曳いて花火の白蛇昇天す
花火消ゆ星の流れに似て淋し

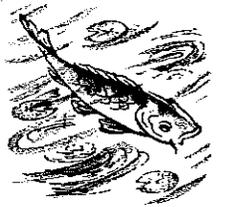
洞爺湖々水祭六句

高樓の灯を消し湖畔の花火待つ
合図灯籠に振りあひ花火船
湖の波に枝垂花火の触れんとす
湖に描く花火五色の滝しぶき
雨に佇つ傘の高さの遠花火
遠花火明日は別るるひとと居て



苦小牧支部家族 小田桐君技

萩焼の星に春雪湯呑かふ
啄木鳥の音雪解さなかの村の口
桃の花男雛の眉は祖父に似て
更紗木とびとびに夢まとまらず
剪定や軍手一途に空つかむ
水の精惑ふ谷地踏映明り
川明り子の声染まるぎんぼうげ
荷のピアノ連翹こぼす浜通り
万緑や棟上げもちの子の方へ
父の輪木賊の青きいさぎよし



原稿募集

編集係

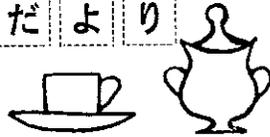
- 原稿内容
 - ・会の運営に関する意見・論文
 - ・業務の研究に関する論文(含書式)
 - ・地方(支部)だより、活動記事
 - ・法律に関する論文
 - ・行政書士に望む声
 - ・俳句・詩・短歌・随筆等の文芸作品

■ 原稿ノ切 毎月末日 お早目に

原稿は原稿用紙3枚半か7枚半になるべくわかりやすい楷書でまとめて下さい。
編集の都合上短縮することもあります。



事務局だより



1 諸届出は速やかに

会則及び会則施行規程による諸届等は、次により速やかに所属支部長を經由の上提出してください。(用紙は支部にもあります。)

1 変更登録申請書・変更届(会則施行規程第18条関係)

- (1) 氏名、生年月日の変更……行政書士登録証明書・戸籍抄本・会員証(写真白黒1枚)添付のこと。
- (2) 住所の変更……行政書士登録証明書、住民票抄本を添付のこと。
- (3) 本籍の変更……戸籍抄本を添付のこと。
- (4) 事務所の変更……会員証(写真白黒1枚)添付のこと。

2 退会届(会則第10条関係)

- (1) 会員証、掲示用、携帯用を添付のこと。もし亡失等の場合は申立書に返還できない事由を記載し添付のこと。
- (2) 他の士業を行う場合は、行政書士業務を行わない旨の誓約書を添付のこと。

(注) 会費は、退会届(廃止を含む)を提出した月分まで必要です。

3 会費の延納、免除申請書(会則施行規程第7条関係)

(1) 診断書、証明書等事実を証する書類は必ず添付し、支部長の意見の記入が必要であること。(2) 申請書は、事由発生後直ちに提出のこと。

4 補助者採用、解職届(会則第84条関係)

事由が生じてから14日以内に提出のこと。

2 疾病傷害見舞金について

病気や傷害で入院治療し1月以上業務が出来なかったときに見舞金をお贈りします。このような組合は支部長を經由して文書で通知してください。ただし、会費滞納者は除かれます。

3 監察部担当理事に深谷氏兼任

監察業務は、豊田部長以下佐藤(三)、南、佐々木(兄)の4名のスタッフで担当してきたが、第4回理事会において、深谷理事(兼研部)の監察部兼任が決定し、監察態勢は一段と強化された。

4 登録資格審査委員再任される

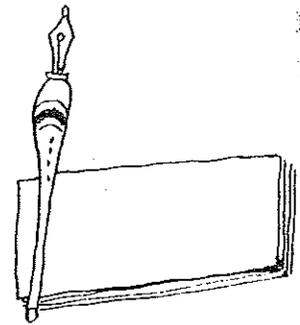
任期満了にともなう、登録資格審査委員の委嘱については、7月29日開催の第4回理事会において議決され、7月30日付全員再委嘱され、8月10日開催の委員会において正副委員長の互選が行われた。

委員長	阿部 考一	副委員長	石道 政治
委員	小城 清二	委員	白石 貢
委員	高松 勇		

5 車庫証明関係業務法令集の訂正

支部を通じて、「車庫証明業務関係法令集」を購入された方にお知らせいたします。

法令集21頁「北海道自動車保管場所証明手数料条例」中第2条の手数料の額は、1件につき600円とあるのを1,000円に訂正願います。



'78.9 第108号・昭和53年9月15日発行

発行人 榎波 弥一郎
編集人 下国 富士夫
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西4 小原ビル4F
電話 (011) 221-1221
221-1222

行政書士と品位保持

常任理事 阿部 考 一

本会の事業計画には、長い間会員の品位保持の事項が盛り込まれているが、それは、会員の品位保持の指導に関する事務を行うのが、行政書士会の法定事務（法第15条第2項）の一つになっているからです。

「品位保持」ということは、誰でも、ばく然とは分かるものの、このことに関して必ずしも明確な解釈を聞いたこともなければ、読んだこともない。私は、総務部に所属し、品位保持に関する事業を直接担当する立場を経てきたので、私の考え方を述べ、少しでも多くの方々の御批判を願い、よりこの解釈に関する自信を深めたいと念願するものです。

行政書士法は、行政書士の責務として「行政書士は、誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」ことを規定し（法第10条）、この条文は、昭和46年の行政書士法の一部改正の際に設置され、当時の法改正の施行通達によると、「今回の改正は、最近における行政事務の複雑化、高度化の傾向に伴い、官公署に提出する書類等の作成の任に当る行政書士の能力の向上が要求されている事態に対処するとともに、行政事務の簡素化の要請に応えるため……、行政書士の責務に関する規定の設置、……の措置が講ぜられたのであります。」とあり、この自治省通達では、行政書士の能力の向上を期待して規定化したものであることは明白なわけです。

少し掘り下げてみると、「品位」とは、一体どういう意味なのか？ 辞書によると「その人や物に備わっている値打。」「品格と地位。」とあり、「品格」とは、「品位。」「気品のあること。」と訳されているので、算数的には「人に備わっている値打。」+「気品のあること。」=「品位」となるのです。

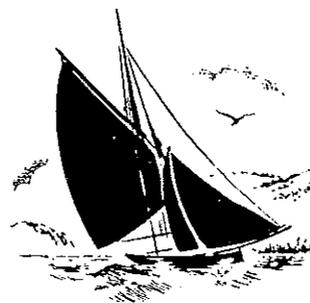
この「品位」について、私なりに考えてみると、第1に、行政書士は、他人の依頼を受け、報酬を得て、特定の書類を作成することを職業とする（法第1条）ものですから、それにふさわしい知識と実行力を欠いてはならないということであろうと思います。それでこそ「書類作成のプロ」としての値打ちといえるのではないのでしょうか？ しかしながら、行政書士の業務は広般多岐にわたり、かつ複雑の度を増してきており、そのすべてに通暁することは不可能にひとしいのです。

法は、決して不能なことまで要求しているわけではありません。そこで、行政書士が責務を

果すためには、まず、地域に即した業務のうち、自分の取り扱い業務の範囲を定め、その道を深く掘り下げて業務に精通し、プロとしての識見と実力を身につけることが必要であると考えます。なお、行政書士として地域の人達の利便に役立つためには、医師に例えるなら、私は外科の専門家だから、風邪の方は全く知らないということでは、やはり適當ではないように思うのです。専門業務が殺倒して全くほかの業務には手が伸びない状況ならともかく、誰でも簡単に行えるような業務は、行政書士として、いつでも依頼に応じられるぐらいの能力は備えておかなければならないものと思います。

第2に、我が会は法に基づく強制会であり、業務を行う者は制度上入会の義務があり、入会した以上は行政書士会の会員であることを忘れてはならないものと思います。すなわち、「人に備わっている値打ち」とは行政書士として、単に、仕事に精通しているばかりではなく「会員として備わっている値打ち」も大切な要素であるように思います。「会員としての値打ち」とは、会員の総意で定めた会則を守ることが最も基本的な要件の一つではないでしょうか、にもかかわらず、会を維持するために必要な会費を滞納し、各種報告の提出を怠るようなことは厳に慎まなければならないものと思います。因みに、法は、会員に対して会則の遵守義務を明文化（法第16条の6）しているが、会員として会則を守ることが当然のことであり、こうした規定をあえて制定した趣旨を考えると、会則違反＝法違反＝知事処分（法第16条の6、法第14条）に結び、立法政策上、悪い病気のまん延を防止するための措置をとったものと思います。

そこで、私が最近、非常に感服した行政書士の体験記録を目にしましたので、茨城県会の御了承を得てこれを発表させていただくことにしました。この記録には、行政書士として成長するまでの苦勞、努力、行動さらに筆者の人格がにじみ出ており、新入会員は勿論、多くの会員にとって広く得るところがあるばかりでなく、この中に「品位保持」に関して学びとる貴重な事柄を多く含んでいると考えられたからです。



開業 5 周年目に想う

茨城県行政書士会 鈴木昌美

私は開業して、丸5年になります。

思えば、小さなさっぱ舟で、何の装備も持たずに大海原へこぎ出したようなものでした。今、振り返ってみると、良くここまで来たなあという感慨が胸を打ちます。

そこで、私がなぜ行政書士業を選んだのか、どのような経過を踏んで今日に至ったか、また、開業するにはどのような事柄に注意したらよいかなど、自分のつたない経験を少しでも皆様の参考にしていただけたら、光栄に存じます。

私は36才になります。甲子園でおなじみの銚子商業高校を卒業後、地元の漁業組合に事務員として就職、何がなんでも10年間は辛棒しろとの親父の遺言を守り、ピッタリ10年目に退職、この時の年収が手取り約30数万円、母と妹、それに妻子合わせて総勢6人、食べてゆけなくて退職したのに、それから考えたことは、まず、資本がいないこと、誰でもが真似のできないこと、大資本が手を出さないこと、他人に喜ばれること、社会的な信用のつくこと、収入が安定すること、等を考慮したあげく、地元銚子市の金芳博補先生の事務所（司法書士、土地家屋調査士、一級建築士、測量士、行政書士、社会保険労務士）へ就職し、約4年間実地見習訓練を受け、その間に行政書士試験に合格しました。

この4年間に各役所廻り、金融機関廻り、現場廻り等をした経験が非常に為になり、今日に至ったことは間違いのない事実です。

その間に、夜は1週間に2日、翌日の3時頃迄中央法科卒業の先生に法律の個人指導を受けると共に、人格形成の上で大きな影響を受けました。

開業するにあたっては、実母と妻の郷里である波崎町（人口約3万人、農業と漁業の町）に、専業の行政書士が1人もいないところから、この地で骨を埋める覚悟で事務所を開業、銚子市犬吠崎の市営住宅から、銚子大橋を越え約30分の道のりをバイクで通勤する毎日でした。

さて、営業を開始してみると、何日たっても誰一人お客様は現れず、妻はいらいら、はらはら、何回も事務所の中を掃除したり、片付けたり、はては編み物をしたりで開業前の期待は、すべてパーとなりそうな毎日の連続でした。といっても、誰か来た場合、ヒマのような様子もみせられませんので、毎日毎日建物の図面を書く日が続いていたのを覚えております。お陰様で、この図面が後日大変役に立ったわけですから世の中は面白いものですが、チョットしたことにも、意見の食い違いが出て、夫婦別れになりそうなこともしばしばでした。

背水の陣で出発したわけですが、お金のないほど辛いことはありません。

約5ヶ月位たったある日、近所の人が交通事故を起し、刑務所へ入れられてしまったので、減刑嘆願書を書いて欲しいとの依頼を受けました。早速関係者から事情を聞くにも、何をどう聞いて、どう書いたら良いか途方に暮れましたが、同業者に知り合いはいないし、参考書はないしで、とうとう東京神田の古本屋まで行き、2日程探しましたが気に入る本は見つからず、帰ってから困り抜いての結論は、他人の力をあてにしている間は、一生一人前の行政書士にはなれそうもない。最後は自分以外に頼る者はいないという考えに到達したとたん、自分が加害者の家族の気持ちになり切る以外に道はないという考えになり、ようやく、何とかかまわず文章でまとめたのを覚えております。この間約1週間、近所の人困りごとを解決したという安堵感と自己満足でとうとう報酬額は、口から出ませんでした。

そんなわけで、開業半年間は収入ゼロの日が続きました。

そんなある日、今度は株式会社の設立を依頼されました。

初めての大きな仕事なので、うれしいよりも、こちらの実力を見抜かれては大変だという気持ちで、“いま急ぎの仕事をやりにかけておりますので、2日程時間を下さい。必要な事項を調査して連絡します”と書いて帰ってもらってからが大変でした。すぐ本屋さんに行って会社設立書式集を買い込みわからないところは、公証人役場へ出掛けて行き、定款の作り方、注意点等根掘り葉掘り教えてもらい、夜中までかかって仕上げた結果、依頼者から法務局から登記簿謄本の交付を受けたと知らされた時は、何んともいわれず、自分の第一子誕生の時よりもうれしかったのを記憶しております。

初めて報酬を貰った時は、妻がよほどビックリしたとみえ、“あなた、こんなにいただいて、ケイサツの方は大丈夫なの”とすぐく、こうふんした面持なので、会の報酬基準

額表を説明して、やっと安心した時のあの表情は一生忘れられることはできないでしょう。

行政書士事務所を開設して気がついたことは、行政書士がどんな仕事をするのか、世間への宣伝がほとんどなかったことです。司法書士は登記、土地家屋調査士は測量、税理士は税務申告、弁護士は裁判、建築士は設計建築等々かなり社会に知られているのに、我が行政書士に至っては、官庁の窓口すら、具体的に良く理解されていないことを痛感しました。

そこで、行政書士の開業の手引きの参考にと考え、いままでの経験とこれらの反省も含めて、自分なりの考えを述べてみたいと思います。

1. 事務所について

(1) 位置

できるだけ、官庁周辺が望ましいことはいうまでもありません。なぜなら各官公署へ提出する書類の作成を主な業務とする関係上、依頼人が1度官庁窓口へ相談にゆき、素人では作成困難な仕事のみが依頼されることを考えるとき、これらの依頼人の利便、又は自分の提出時間の効率を考え、出来得れば官庁への至近距離が最も好ましいと思われれます。また、自宅での開業の場合は、住宅部分と判別できるような配慮が望まれること勿論であります。

(2) 面積及び駐車場

最低3坪位の事務所が望ましい。机、備品類を置き、簡単な接客面積が取れば十分、また、最近のお客様は、ほとんどが車でくるので、駐車場は必要不可欠と考えます。

(3) 看板

たて、よこ自由、私の場合は行政書士〇〇〇〇事務所と書いた立看板と、ベニヤ板1枚大のものに、営業種目を書いて掲示したことが、効果をあげたように思います。

(4) 備品、事務用品

一般の事務用品の購入については、文房具屋さん和相談の上、一括購入し行政書士の業務内容を良くPRしておく、内容証明用箋や、契約書を買いにゆくお客様へ宣伝してくれる可能性が高い。また、官公署へ提出する書類は、できるだけタイプライターを使うと、一般申請人とプロとの差が強調されると同時に、官庁窓口にも喜ばれる場合が多いように感じております。

(5) 開業案内

周知のように、行政書士業務を正確に把握し、理解している人は少ない。

そこで、友人、知人、関係官庁の長、各議員、其の他へ業務内容を簡単に記載した、開業案内の通知が効果的、できれば事務所の案内図等がほしい。名刺はぜひ必要。

(6) 書籍、書式集（参考）

どんな名工も、道具なくしては良い仕事ができないように、わが行政書士業務もまたしかり、そこで次に列記します。

<ul style="list-style-type: none"> • 会社、組合、各種法人関係 <ul style="list-style-type: none"> 商業登記総覧(1)(2)(3) 新日本法規 商業登記の手続き <ul style="list-style-type: none"> 日本法令様式販売所 改訂商業登記読本 大蔵省印刷局 商業登記書式精義 <ul style="list-style-type: none"> 帝国判例出版法規 法人登記書式精義 • 建設業関係 <ul style="list-style-type: none"> 建設関係届出様式と書き方の手引 <ul style="list-style-type: none"> 大成出版社 新訂建設業の許可の手引き <ul style="list-style-type: none"> 〃 建設業法、法律、施行令、施行規則 <ul style="list-style-type: none"> 〃 建設業法解説 <ul style="list-style-type: none"> 〃 建設業法令通達集 <ul style="list-style-type: none"> 〃 最新建設業会計必携 <ul style="list-style-type: none"> 〃 • 不動産関係 <ul style="list-style-type: none"> 登記小六法 <ul style="list-style-type: none"> 林書院 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記添付書面 日本加除出版 土地家屋調査士実務便覧 興生社 不動産登記書式精義 <ul style="list-style-type: none"> 帝国判例出版法規 計量単位、単位換算表 森北出版 • 保 険 関 係 <ul style="list-style-type: none"> 労働保険実務総覧 新日本法規 社会保険実務総覧 〃 • 訴 訟 関 係 <ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟、非訟書式便覧 <ul style="list-style-type: none"> 新日本法規 実務強制執行 〃 判例家事審判法 〃 家事調停審判事件の申立書式と手続 <ul style="list-style-type: none"> 〃 註解書式全書家事調停審判編 <ul style="list-style-type: none"> 酒井書店 家事調停審判事件の申立と実務 <ul style="list-style-type: none"> 日本加除出版
---	--

• そ の 他

六法全書、小六法	
建築関係法令手続事典	理工学社
最新宅地開発法令要覧	大成出版社
農地法の解説	全国農業会議所
宅地業者必携、申請諸届の手引	
	宅地建物取引業協会
各種建築法規集（随意）	

現代契約書式要覧	新日本法規
借地、借家の諸問題	〃
判例交通事故損害賠償法	〃
交通事故損害賠償必携	〃
行政書士業務便覧	第一法規
文章の技巧	法大出版局
法律相談シリーズ（各種）	
	有斐閣

(7) 補助者について

1人、1日当りの対価は約1万円程度と仮定すると、1ヶ月25日で計算、年収300万円程度と推定される（他の士業から類推）。これを参考基準にすると、年収1千万円の収入を得るには、最低3人は必要（勿論自分を入れて）、特に雇用条件は採用時に明確にしておくことが望ましい。

2. 兼業の是非について

大変むずかしい問題で、いちがいに良し悪しの判断はできませんが、でき得るなら行政書士業務に関連のある業種が望ましいと思います。実際に司法書士、土地家屋調査士、税理士さんなどの実情をきいてみますと、両立は非常にむずかしいようですが、私の場合は、安田火災、富士火災の損害保険代理店を営んでおります。得意先の全ての危険や心配を取り除くことが、行政書士の使命と考えておりましたので、年間2千万円程度の保険料を集めております。

3. 他の業種との関係及び業務知識の吸収

弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、建築士、社会保険労務士、弁理士、等々の業務内容をできるだけ正確に把握することが、他業種の職域を侵害することなく、行政書士の職域を守り、業務を拡張してゆく上での重要なポイントになることが多い。例えば自分で相談を受けた依頼者を、どの職種に向けたら良いか、費用、時間、注意点等出来得る限り教えてやることも、事務所の信用を高め、ひいては何があっても相談にきてくれるようになり、又紹介先からも行政書士の分野の仕事は自然に廻してくれるようになるので、他の士業との関係を円滑にゆかせることがコツであるといっても、過言ではありません。

4. 業務の確立

(1) 事務所経営の基本（たらいの水）

水をいっぱい張った“たらい”があります。この水を全部自分の腕の中へ入れることができますか？ どんなに自分の方へ引き寄せようとしても、手、指、腕の間から逃げてしまいます。

ところが、この水を腕を使って全部“たらい”の周りに押しつけることができますか？ 水はすきまを見つけて、全部自分の腕の中へ入ってきてしまいます。

至極、簡単な原理ですが、ここにすべての人間関係の基本があります。この原理を具体的に自己の業務に取り入れることができれば、先ず成功疑いなしです。

(2) 受付開始

仕事の中で最もむずかしく、また最後まで影響するのがこの受付です。

受付がうまくゆくかどうかで、仕事の内容が左右されます。

依頼者は、得てして事実を曲げて説明してくる場合がよくあります。相手の真実の意図はどこにあるか、何をどの程度かなえてやることによって満足するかを、正確に、迅速に、公平に見きわめなくてはなりません。

次に気の付いた点を列記してみると、

(イ) 品位の保持、ジーンズにジャンパー姿は好ましくありません。特に自宅が事務所の場合は注意が必要。

(ロ) 相手の立場にたって、話を良く聞くことが大切、どんな目的か、どの程度で満足するか、本当の目的を聞き出すことができれば、相手の満足が得られる場合が多い。

(例) 会社設立—建設業許可—指名願の依頼があったとした場合、会社設立時の目的及び資本金又は役員構成いかんによっては、建設業許可を受けられない場合が生じてくるし、入札指名願にしても、工事台帳をはじめ、諸書類の整備が要求される等々。

(ハ) 自己の能力の範囲内で受付けること。

とても困難な相談を受けた場合、又は自己業務外の場合は、事情を良く説明して、待って貰うか、又は他へ紹介するか、依頼人の最善の満足を得られるよう努力すること。

(ニ) 依頼を受けた仕事の費用、所要時間、提出方法、完了後の諸手続き等、できるだけ依頼人の都合を考慮してよく説明しておくトラブルを防止する上で効果的である。

(ホ) 決して他人の悪口をいわないこと。腹を立てないこと。秘密を洩らさないこと。

(ヘ) いつでも連絡がつくように事務所を管理すること。空戻りをした依頼人の中で、生涯の得意先となるような人がいるかも知れません。

(ト) その他、各人各様の研究が将来を左右します。

(3) 難解な問題や、初めての仕事に取りくむ場合、なかなか同業者にも聞けない場合があるので、そんな時は参考書、基本書をよく読んだ上で、提出窓口の担当官に礼を尽して指導を受けることが最も望ましいと考えます。

最後に、私が一番理想としましたのは、官庁等への申請書の提出以外は、あまり、事務所から出ないで仕事ができないだろうかということでした。

まことに虫のよい考え方ではありましたが、現在では、何んとか念願が達成されつつあります。

この5年間の、私の大まかな経過は、幸いにも、3年目で自己用住宅を新築することができ、また5年目にして、役場前の自宅の敷地に新事務所を建築し、私と妻と補助者の3人で業務に励んでおります。

これもひとえに、私を取りまく得意先、各官庁の窓口担当官、行政書士会役員の御指導の賜と深く感謝している次第です。

とにかく、収入も上がり、社会的信用も増してくると、昔の苦しい時のことを忘れ、自分だけが正しいのだと思い込み、自分の力だけで成功したと感違いした“先生”にだけは、ならないよう、長期展望に立って、なお一層、身を引き締めて努力して参りたいと考えております。

近い将来、必ずや行政書士が万天下一般大衆の最良の相談相手として脚光を浴びることを確信すると共に、この道を歩む皆様の限りなき御発展を祈念申し上げます。

(筆者は前茨城県行政書士会副会長、現鹿行支部長)